

令和 3 年度から 市町村の行う子宮頸がん検診の 精密検査が変わります

令和 3 年 2 月 5 日

山梨県生活習慣病検診管理指導協議会

子宮頸がん検診従事者講習会

山梨県で統一した運用をするに至った経過について

- 平成29年に公表された本県の精検受診率（H27時点）は、**61.6%**（都道府県順位43位）と全国平均74.4%を大きく下回っていた。（国立がん研究センターがん情報サービスがん検診のプロセス指標2015（H27）年度より）
- 精検受診率は、精検未受診率と精検未把握率によって押し下げられ、表のとおり精検未把握率の高さが課題である。（精検未受診率は改善傾向）
- 市町村が精検結果を把握するためには、医療機関より精検結果報告書の返送が必要となるが、現在の運用方法では把握が不十分であることが分かった。

	精検受診率 (%)	精検未受診率 (%)	精検未把握率 (%)
H24	58.1	24.0	20.3
H25	51.8	14.9	33.3
H26	57.3	11.6	31.0
H27	61.6	9.5	29.7

山梨県で統一した運用をするに至った経過について

平成30年度

山梨県生活習慣病管理指導協議会の部会で以下の課題について具体的な対策を検討することとした。

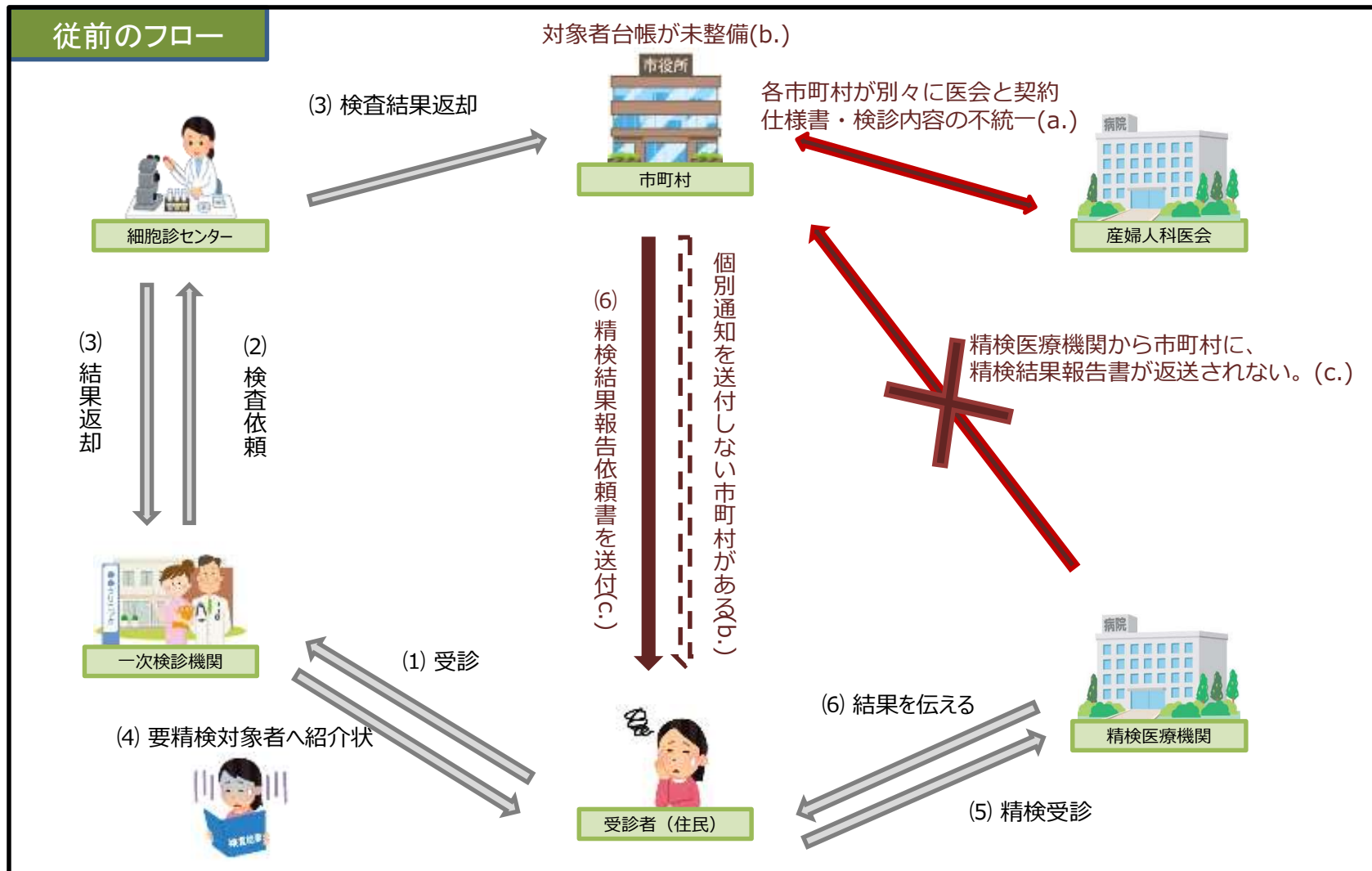
- ・ 指針に基づいた検診の実施
- ・ 精検受診率の向上（未把握率の改善）

令和元年度～現在

部会、市町村及び産婦人科医会によるワーキングを設置し、運用方法を検討

**令和3年度から山梨県内全市町村で
統一した運用を開始することとした**

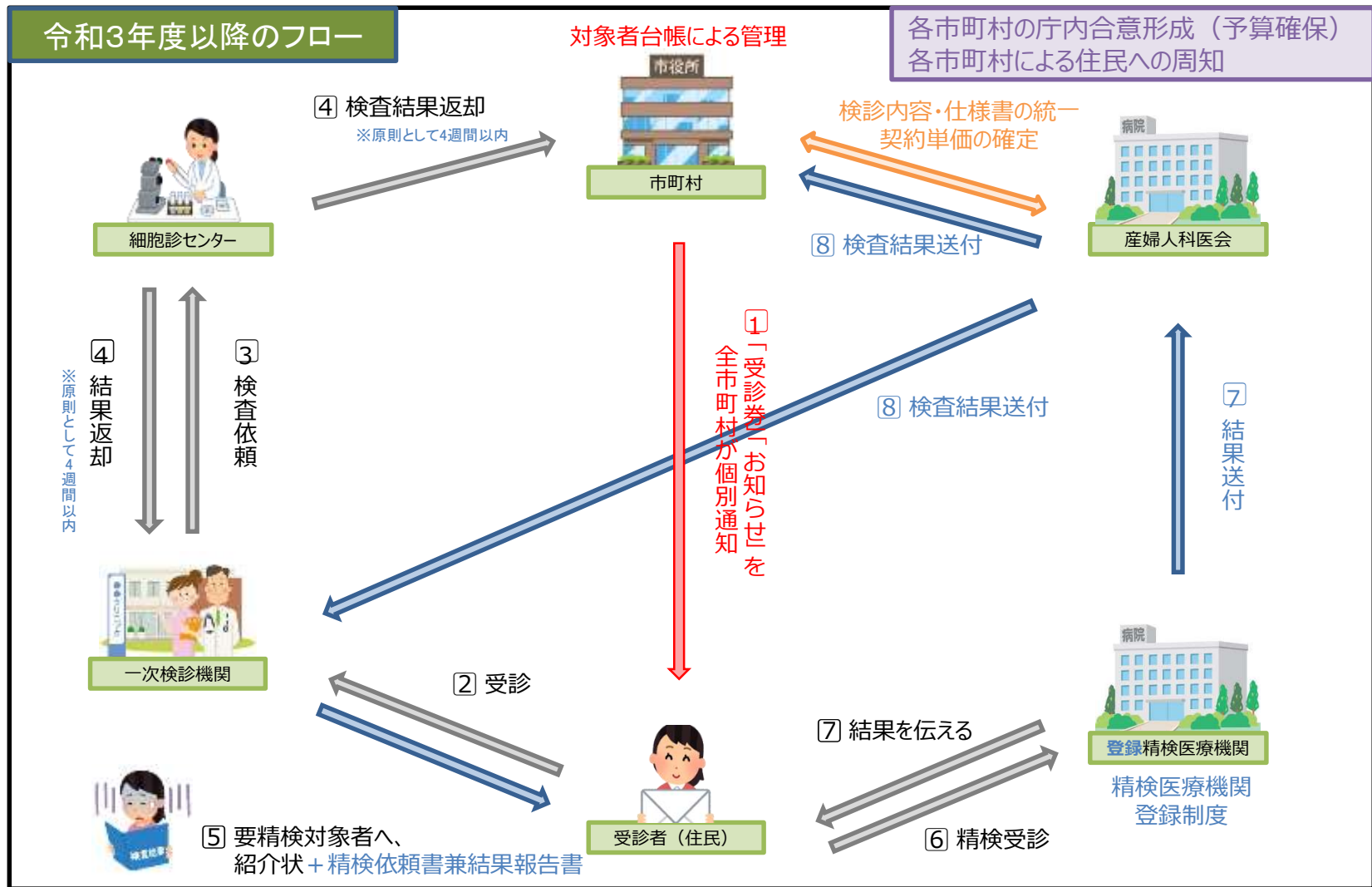
子宮頸がん検診の統一運用について(従前フロー)



問題点

- 産婦人科医会と市町村との契約仕様書が統一されていない。市町村によっては指針に基づかない検診内容となっている。
- 市町村によっては、対象者台帳が未整備で受診者へ2年に1回の個別通知が送付されていない。
- 市町村が受診者に精検結果報告依頼書を送付しても、手元に届くときには既に精密検査を受診済であることが多い。精密検査医療機関から市町村へ精検結果報告書が送付されず、市町村は受診者の精検の結果を把握できていない。

子宮頸がん検診の統一運用について(令和3年度以降のフロー)



改善点

- 産婦人科医会と市町村との契約仕様書を指針に基づいた検診内容に統一。
- 市町村は対象者台帳を整備。指針に基づいた20歳以上の受診者へ2年に1回の個別通知（受診券）を送付する。
- 一次検診機関が受診者に紹介状とともに精検依頼書兼結果報告書を渡す。精密検査医療機関を登録制とし、一次検診機関は登録精検医療機関のみ紹介。産婦人科医会が各市町村へ精検結果をとりまとめて送付。

令和3年度からの運用の主な変更点

a. 市町村と産婦人科医会の検診業務仕様書を統一

b. 市町村の住民への受診勧奨運用を統一

- ✓ 対象年齢：20歳以上
- ✓ 検診間隔：2年に1回
- ✓ 市町村が「受診券」を個別の対象者に送付

→ 指針に基づいた検診の実施

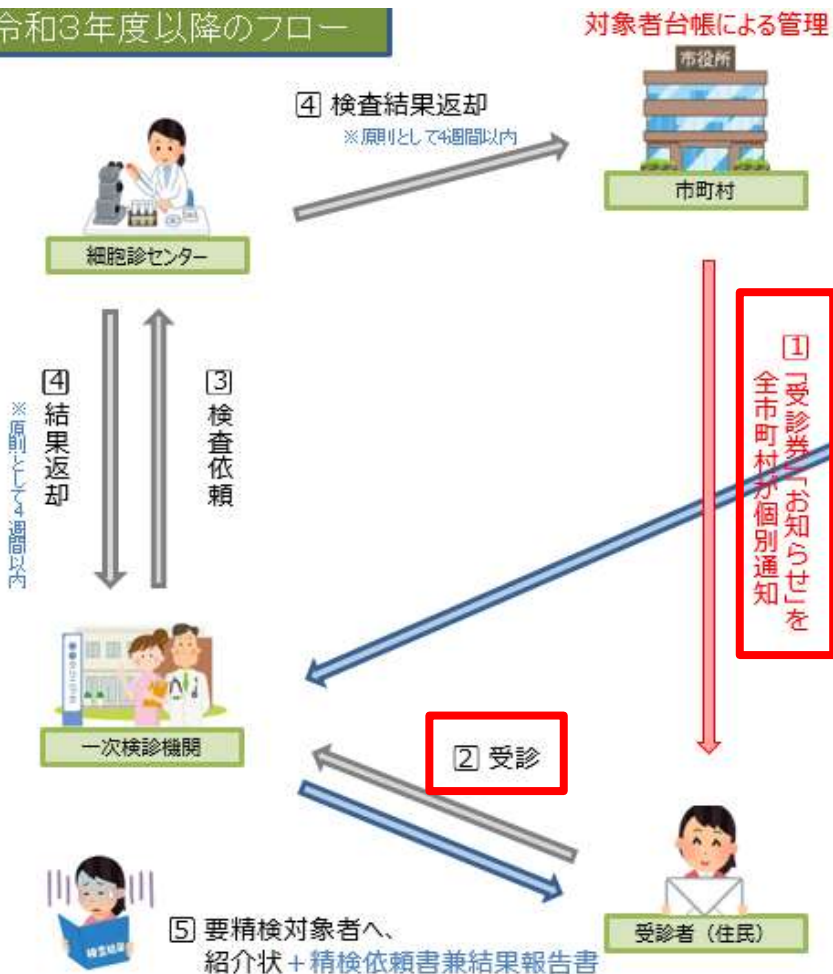
c. 精密検査フローの運用見直し

- ✓ 精検依頼書兼結果報告書の統一
- ✓ 精密検査医療機関を登録制

→ 精検受診率の向上（未把握率の改善）

運用フローの詳細説明（抜粋）

令和3年度以降のフロー



フロー① 市町村の対応

市町村は、対象者台帳を整備し、20歳以上の住民に2年に1回の間隔で「**受診券**」及び「**子宮頸がん検診のお知らせ**」を送付。

- 「受診券」の中に「子宮頸がん検診のお知らせ」を読んでいるかチェック項目を設ける。
- 2年に1回の検診間隔とすることで受診率が低下しないよう努める。

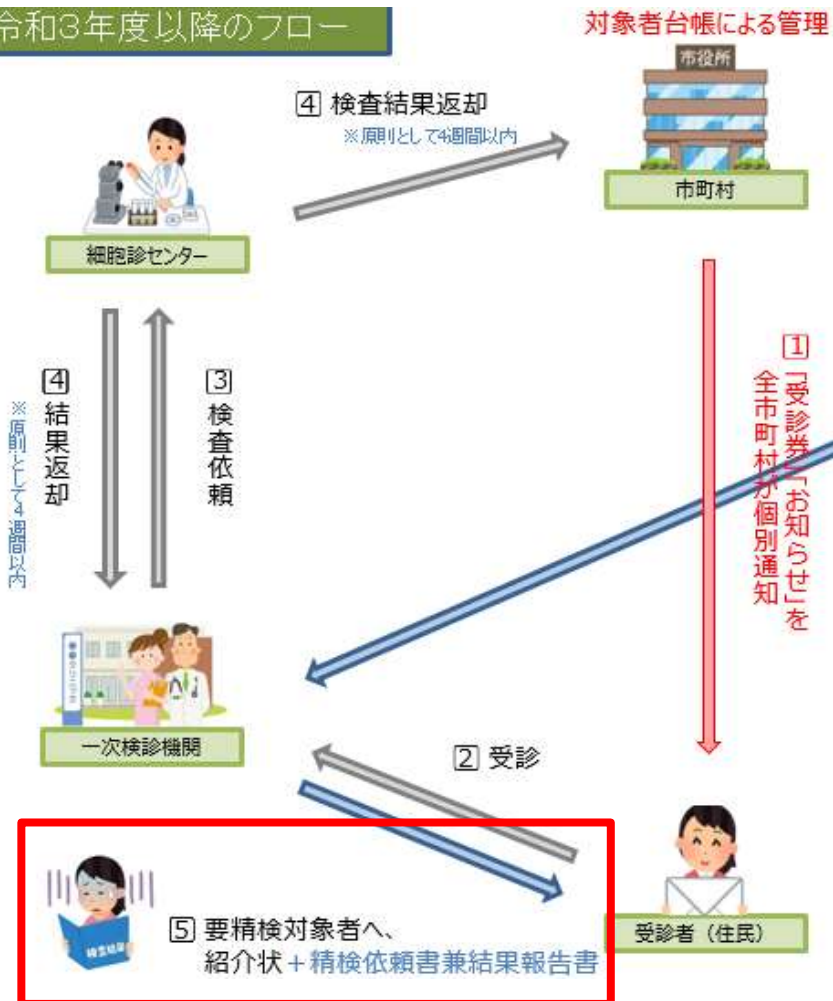
フロー② 一次検診機関の対応

一次検診機関は、「**受診券**」を持参した者のみを受付。

- 受付時に「子宮頸がん検診のお知らせ」を読んでいるか「**受診券**」のチェック項目を確認。
- チェックがない受診者には、産婦人科医会から配布される説明文を一次検診機関から渡す。

運用フローの詳細説明（抜粋）

令和3年度以降のフロー



フロー⑤ 一次検診機関の対応

一次検診機関は、要精検対象者に「紹介状」と「精検依頼書兼結果報告書（5枚複写紙）」を直接、手渡す。

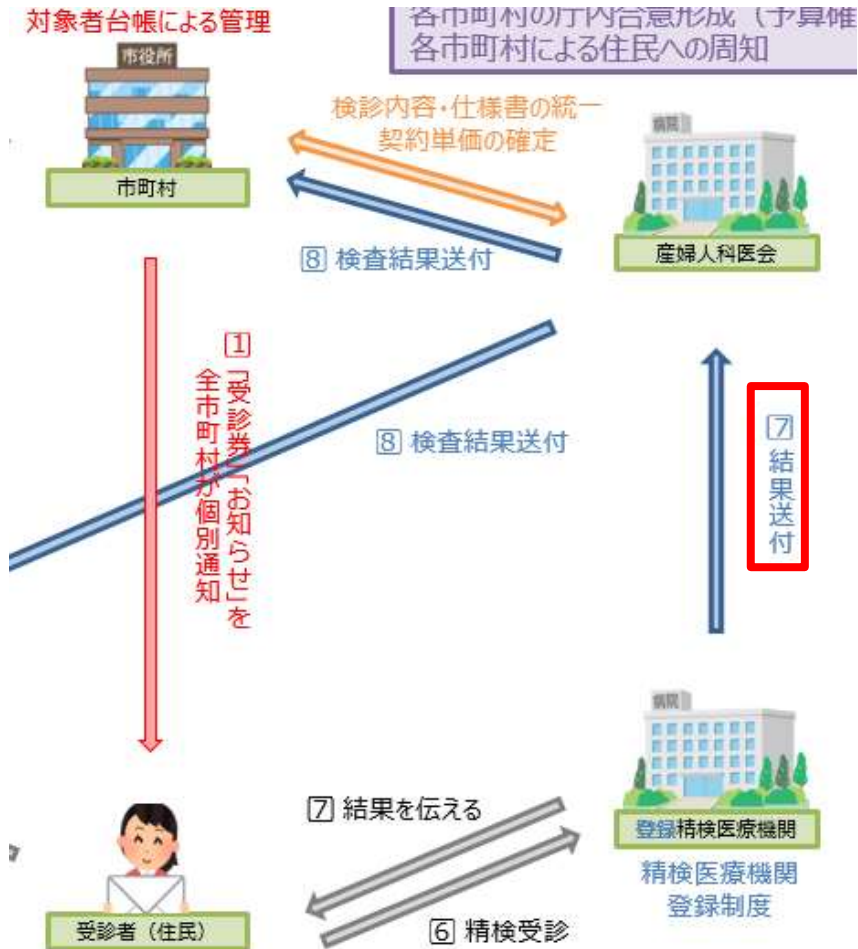
精検を必ず受診するよう勧奨。

- 「精検依頼書兼結果報告書」は産婦人科医会より一次検診機関へ配布。
- ※市町村についても、細胞診センターから結果が返却された次第、要精検対象者へ受診勧奨を行うことに注意。

登録された精検医療機関のみを紹介。

- 登録済精検医療機関の一覧は、県より一次検診機関へ配布予定。

運用フローの詳細説明（抜粋）



フロー⑦ 精検医療機関の対応

受診者が持参した「精検依頼書兼結果報告書」に精検結果を記載。産婦人科医会へ送付。

- 産婦人科医会が内容をチェックし、必要に応じて精検医療機関に対し確認。

〔パターン1〕
精検医療機関から、別の医療機関へ転院した場合

〔パターン2〕
精検医療機関1種（一次検診機関）が精検を行う場合

→ 10ページを参照

※患者が、紹介先以外の精検医療機関を受診した場合は、精検を行った医療機関が産婦人科医会へ報告すること。

運用フローの詳細説明（抜粋）

〔パターン1〕

精検医療機関から、別の医療機関へ転院した場合

精検医療機関の対応

一次検診機関と同様に、「紹介状」と「精検依頼書兼結果報告書」を受診者に渡し、転院先を紹介。転院先が書かれた「精検依頼書兼結果報告書」のコピーを産婦人科医会へ送付。

転院先医療機関の対応

転院先医療機関が「精検依頼書兼結果報告書」に精検結果を記載。産婦人科医会へ送付。

〔パターン2〕

精検医療機関1種（一次検診機関）が精検を行う場合

一次検診の細胞診結果がASC-USで、精検としてHPV検査を行う場合や6ヶ月後の細胞診を行う場合は、一次検診機関が「精検結果報告書」を記入し産婦人科医会へ送付する。

この場合、一次検診機関が「精検結果報告書」を作成し、産婦人科医会へ送付。

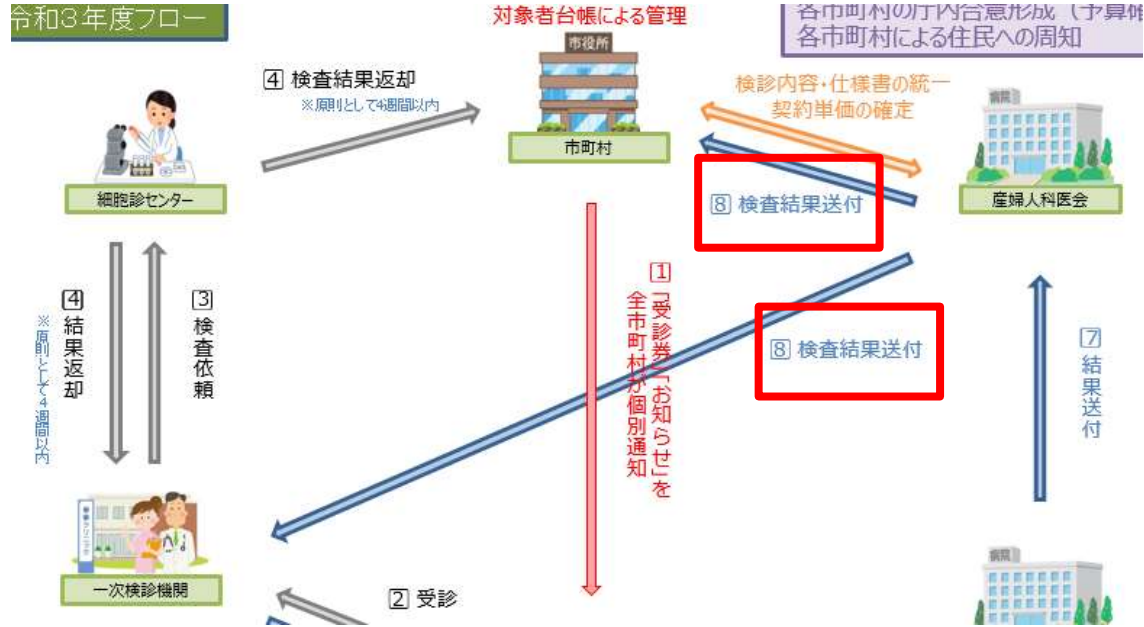


別の医療機関へ転院



精検医療機関1種

運用フローの詳細説明（抜粋）



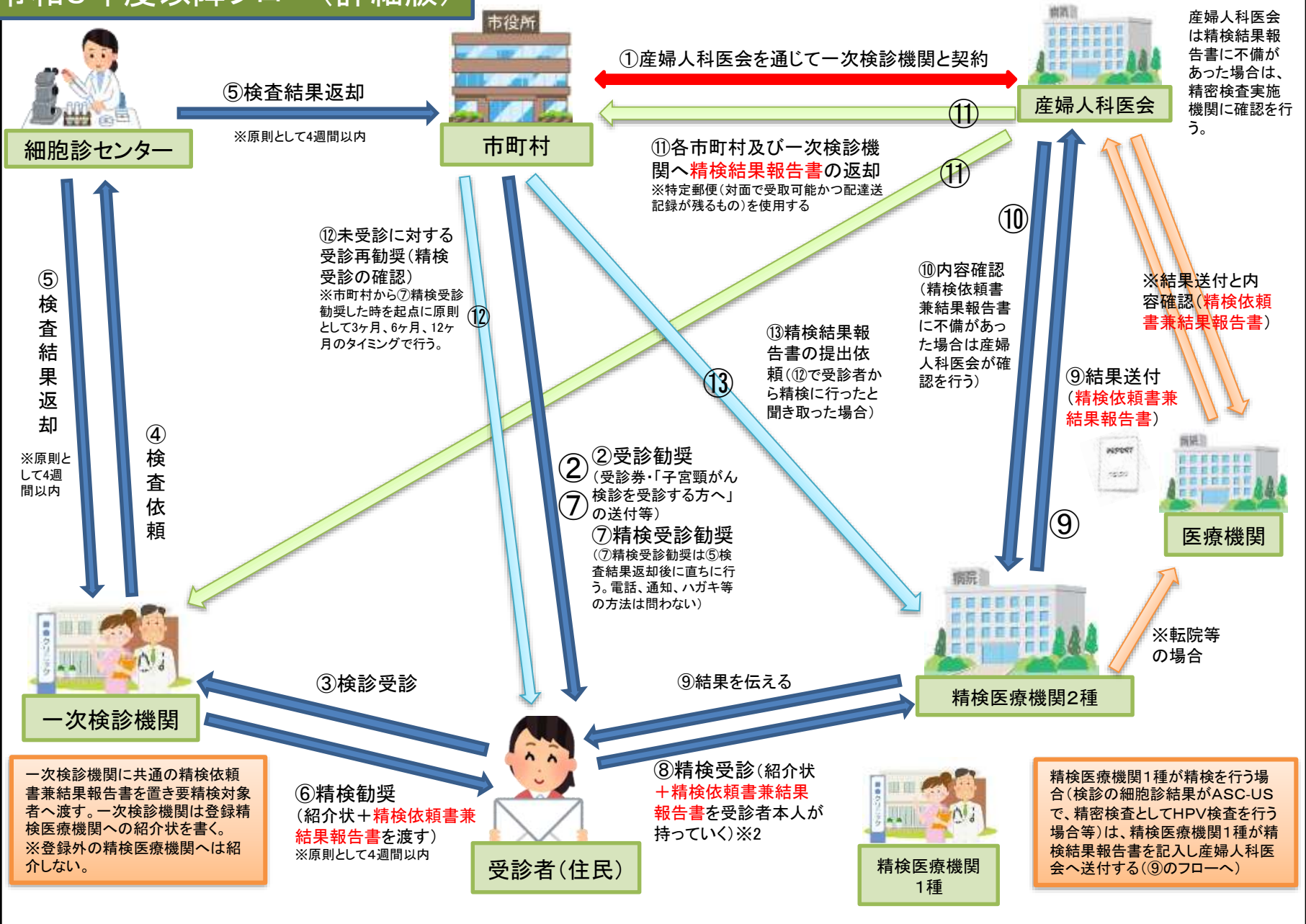
フロー⑧ 産婦人科医会、市町村、一次検診機関の対応

産婦人科医会から市町村、一次検診機関に「精検依頼書兼結果報告書」を返送。

- 市町村及び一次検診機関は、返送された報告書を保存。
- 市町村は、精検未受診者に対して、要精検受診勧奨時を起点に3、6、12ヶ月のタイミングで受診再勧奨。
- 市町村は、「精検依頼書兼結果報告書」の提出がなく、要精検対象者から「精検を受診済」である旨の報告を受けた場合は、受診した精検医療機関に対して、報告書の提出を促す。

精検医療機関は、速やかに「精検依頼書兼結果報告書」を提出するようご協力をお願いします。

令和3年度以降フロー（詳細版）



※1 精検医療機関より転院した場合：精検医療機関は、転院先が書かれた精検結果報告書のコピーを医会へ提出。転院先の医療機関は、医会へ精検結果報告書を提出。

※2 紹介先以外の精検医療機関を受診した場合は、精検を行った医療機関が産婦人科医会へ報告。

精検医療機関の登録について

精検医療機関を登録制とすることについて

(目的)

「健康診査管理指導等事業実施のための指針について」^{※1}に掲げる「健康診査としてのがん検診の結果に基づいて精検を実施する保険医療機関」のうち、別に定める基準を満たす施設を**子宮頸がん検診精検医療機関として登録**。子宮頸がん検診において精検が必要と診断された者に対し周知を図る。

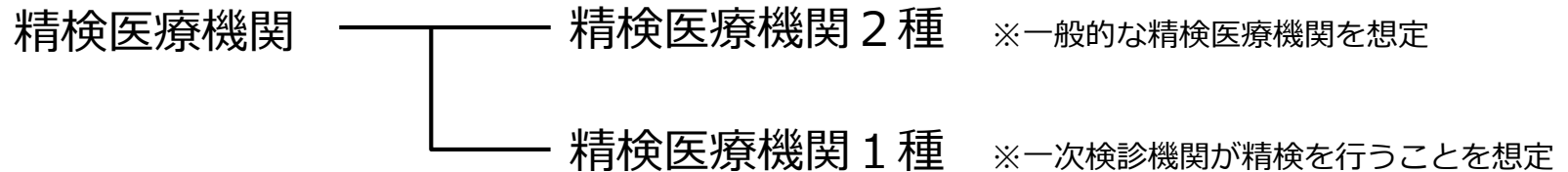
- **精検受診率の向上**
- **受診者の利便向上**
- **精検結果の未把握の解消**
- **精検医療機関へのインセンティブの付与**
- **検診の精度管理の維持・向上**

※1 平成20年3月31日付け健総発第0331012 号厚生労働省健康局総務課長通知

精検医療機関を登録制とすることについて

- ✓ 県下で統一した一覧を作成
- ✓ 受診者が精検を受診できる医療機関を把握可能
 - **精検受診率の向上**
 - **受診者の利便向上**
- ✓ 市町村及び一次検診機関に精検医療機関の情報を提供し共有。
- ✓ 登録先に限定し紹介。
 - **精検結果の未把握の解消**
 - **精検医療機関へのインセンティブの付与**
(紹介率や逆紹介率の向上による、D P C機能評価係数の向上など)
- ✓ 医師及び設備等について施設基準を満たす精検医療機関のみを登録
 - **検診の精度管理の維持・向上**

精検医療機関の施設基準について



施設基準	2種	1種
ア コルポスコープ診断技術を有し、かつ生検組織診が可能であること。	○	×
イ HPV核酸検出またはHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）の施設基準を届出していること。	○	○
ウ 子宮頸がんの診療に実績を有する医師が従事していること。	○	○
エ 日本産科婦人科学会専門医であり、かつ母体保護法指定医師である医師が従事していること。	○	○
オ 子宮頸がんの治療が可能であるか、または治療可能な医療機関との十分な連携が確保されていること。	○	○

精検医療機関の登録届出について

(届出)

施設基準を満たし、登録を希望する保険医療機関の開設者は、

様式1「子宮頸がん検診精密検査医療機関の登録に係る届出書」及び

様式2「子宮頸がん検診精密検査医療機関の施設基準等に関する調書」

を記入のうえ、**正副2通を乳がん・子宮がん部会長に届出。**

→ **届出先：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
乳・子宮がん部会事務局（県庁本館1F健康増進課内）**

※令和3年1月時点	1種	1	1	機関
	2種	2	0	機関

精検医療機関の登録決定について

(登録の決定)

部会長は、届出を受理した場合は、子宮頸がん検診精検医療機関名簿に登録するとともに、届出者に対し届出書の副本の送付により通知。

→ 届出が受理された場合は副本を送付。

(周知)

登録医療機関の受理及び取り消しについては、山梨県において市町村、保健所、一般社団法人山梨県産婦人科医会及び子宮頸がん検診実施機関等、関係機関に周知。

市町村及び一次検診機関は、検診の結果、精密検査が必要と判断された者に対し、子宮頸がん検診精検医療機関名簿により情報提供を行う。

→ 登録された精検医療機関は、各市町村、保健所、産婦人科医会、子宮頸がん検診実施機関に対して周知。

→ 要精検者には、登録された精検医療機関の一覧を配布予定。

精検医療機関の責務について

(登録医療機関の責務)

登録医療機関は、次の事項を遵守。

検診実施機関及び市町村の求めに応じて、精検結果及び治療方針について報告。

精検結果等の報告は、登録医療機関が確定診断及び治療等のため患者を他医療機関に紹介した場合においても、最初に精密検査を行った登録医療機関は、紹介先医療機関を一般社団法人山梨県産婦人科医会へ報告し、紹介先医療機関は一般社団法人山梨県産婦人科医会へ精検結果の報告を行う。

→ **結果判明後、速やかに「精検依頼書兼結果報告書」を産婦人科医会にご提出ください。**

→ **精検結果について、市町村等から問い合わせがあった場合はご協力をお願いします。**

精検医療機関にお願いしたいこと

- ✓ 令和3年度より、精検受診者が「紹介状」と「精検依頼書兼結果報告書」と「返信用封筒」を持参するので、
 - ・ 診察後に精検の結果を記入
 - ・ 「山梨県における精密検査」（表紙1枚）と、5枚複写のうち「精検機関保存用」（1枚）を精検医療機関用として保存
 - ・ 産婦人科医会へ残りの4部を返信用封筒に入れて送付。